		単年	度損益又は正	味財産増減(-	千円)	H29亿	设員数	H29聵	H29市出資		
所管局	団体名	H26	H27	H28	H27→H28増減	市派遣 (0B含)	固有職員その他	市派遣 (OB含)	固有職員その他	割合(%)	
市長室	(公財)神戸国際協力交流センター	406	9, 068	▲ 1,295	▲ 10,363	3	13	7	12	100.0	
	(公財)先端医療振興財団	331, 191	408, 068	80, 208	▲ 327, 860	5	24	18	313	92.9	
企画調整局	(公財)計算科学振興財団	▲ 167, 832	▲ 3, 110	▲ 384, 594	▲ 381, 484	2	24	3	20	49.5	
	神戸都市振興サービス(株)	78, 128	101, 242	▲ 30, 364	▲ 131, 606	6	3	17	5	37.3	
	(公財)神戸都市問題研究所	▲ 15, 796	▲ 6, 231	▲ 8, 276	▲ 2, 045	3	8	8	0	16.7	
市民参画推進局	(公財)神戸いきいき勤労財団	▲ 9,807	▲ 736	▲ 13, 431	▲ 12, 695	3	16	19	72	100.0	
市民参画推進 周	(公財)神戸市民文化振興財団	28	▲ 37, 706	97, 645	135, 351	2	21	8	89	46.1	
	(公財)こうべ市民福祉振興協会	63, 709	82, 520	86, 134	3, 614	7	13	14	35	100.0	
保健福祉局	(一財)神戸在宅医療・介護推進財 団	53, 614	21, 586	59, 130	37, 544	5	19	15	445	35.0	
	(社福)神戸市社会福祉協議会	▲ 10, 615	▲ 44, 934	▲ 320, 625	▲ 275, 691	10	58	46	268	_	
	(公財)神戸市産業振興財団	92	1, 110	1, 676	566	2	19	14	35	100.0	
経済観光局	(一財)神戸国際観光コンベンショ ン協会	259, 783	29, 760	▲ 97, 866	▲ 127, 626	5	25	11	59	100.0	
	(一財)神戸みのりの公社	▲ 30, 860	▲ 15, 459	▲ 11, 263	4, 196	2	13	1	78	96.1	
	(株)神戸商工貿易センター	44, 744	174, 815	142, 406	▲ 32, 409	3	9	4	27	50.0	
	(株)有馬温泉企業	5, 590	6, 279	6, 453	174	0	6	0	2	50.0	
建設局	神戸市道路公社	24, 379	38, 646	28, 405	▲ 10, 241	3	2	54	1	100.0	
	(公財)神戸市公園緑化協会	22, 978	110, 352	32, 329	▲ 78, 023	5	13	41	102	50.0	
	(一財)神戸すまいまちづくり公社	1, 142, 719	940, 240	771, 803	▲ 168, 437	5	13	105	160	99.6	
	神戸新交通(株)	261, 079	1, 174, 398	587, 889	▲ 586, 509	8	6	2	169	77.2	
住宅都市局	神戸ハーバーランド(株)	912	5, 414	7, 187	1, 773	4	9	2	12	32.1	
	(株)神戸サンセンタープラザ	4, 340	703	2, 954	2, 251	5	9	5	26	30.7	
	神戸高速鉄道(株)	83, 301	171, 749	272, 555	100, 806	2	8	0	7	25.0	
	神戸港埠頭(株)	1, 224, 598	684, 552	158, 814	▲ 525, 738	4	1	2	0	100.0	
みなと総局	阪神国際港湾(株)	247, 346	792, 949	447, 608	▲ 345, 341	2	9	18	72	30.8	
	(株)OMこうべ	1, 153, 529	1, 361, 037	700, 346	▲ 660, 691	7	7	27	86	99.6	
	神戸航空貨物ターミナル(株)	35, 563	41, 072	50, 396	9, 324	4	8	2	4	48.4	
	(株)神戸フェリーセンター	10, 100	14, 918	4, 725	▲ 10, 193	5	1	1	39	36.0	
	神戸空港ターミナル(株)	42, 184	127, 534	133, 994	6, 460	4	9	2	5	31.2	
	(一社)神戸港振興協会	5, 206	57, 641	9, 931	▲ 47, 710	5	17	3	51	_	
水道局	(一財)神戸市水道サービス公社	▲ 2, 242	▲ 51, 936	▲ 17, 600	34, 336	6	5	11	70	100.0	
交通局	神戸交通振興(株)	26, 204	45, 082	28, 370	▲ 16, 712	5	1	24	383	100.0	
教育委員会事務局	(公財)神戸市スポーツ教育協会	8, 398	55, 432	48, 130	▲ 7, 302	2	39	25	33	87.5	

		2次(所管局)評価									1次(団体)評価			
所管局	団体名	総合評価							•	事業評価				
HITTH		(別官问)	国際協力の推進	Δ	多文化共生社会の実現	ΙΔ	留学生の支援と人材ネットワークの醸成	Α	S	Α	В	С		
市長室	(公財)神戸国際協力交流センター	Α	当然	国外事務所の演覚に F 2 8 8 交流・シ			宙子王の文法と人材 ネットワークの 藤成			4				
			ティーセールスの推進 再生医療等の研究・開発・臨床応用及びそ	Α	関連企業等への支援、医療産業都市内の		医療産業都市の発展に向けた新たな取組					<u> </u>		
企画	(公財)先端医療振興財団	Α	の支援	Α	調整による集積相乗効果の発揮	S	と原産条件用の光展に同じた制にな取組 み推進	В	1	1	1			
	(公財)計算科学振興財団	Α	スパコン産業利用の拡大、技術の高度化推 進【利用企業数、高度化コンサル数】	Α	スパコンによる市内企業の活性化、普及啓 発及び市民への広報	Α	国のスパコン政策への産業界ニーズ反映	Α		4				
	神戸都市振興サービス(株)	А	医療産業都市中核施設の機能の維持向 上、入居者の安定的確保【入居率、累積損 失の解消】	Α	(仮称)神戸アイセンターの整備など、良質なサービスの提供	Α				3				
	(公財)神戸都市問題研究所	Α	調査研究、研究成果の普及、市政への寄与	Α	研究成果の他団体への普及による神戸市 のリーダーシップ、ブランドへの寄与	А	神戸市史編集、震災文書の整理・保存	А		3				
市民参画	(公財)神戸いきいき勤労財団	А	中小企業等の勤労者の福祉増進【共済会 員数】	В	高齢者の就労を通じた生きがいづくり支援 【契約件数】	Α	生涯学習の場の提供【講座受講率、施設利 用率】	В		3	2			
			就業支援【資格取得講座受講者数、就業支 援講座数】	А	生涯現役人生の創造【相談件数】	Α				J	2			
	(公財)神戸市民文化振興財団	А	文化振興事業の実施、創造発信型事業の 強化【入場者数、事業実施回数】	А	文化ホールにおける芸術創造・発信事業の 展開、貸館事業の実施【事業数、入場者数、 利用率、利用者満足度】	А	区民センターにおける地域文化・コミュニティ 活動に資する事業の展開、貸館事業の実施 【事業数、参加者数、利用率、利用者満足 度】	А		5	1			
	(公財)こうべ市民福祉振興協会	Α	ノーマライゼーション社会の実現・ユニバー	サル	デザインの推進など公益性・先駆性の発揮	Α				7	2			
	(一財)神戸在宅医療・介護推	Α	在宅医療・介護連携支援センターの運営	Α	訪問看護師等の確保、認知症・「看取り」対 応等の機能強化	Α	病院の安定運営・重症患者の受入れ	A		6		1		
保健福祉	進財団		介護予防・在宅生活維持の取組強化	Α	認知症初期集中支援事業の実施	С		\angle						
	(社福)神戸市社会福祉協議会	А	福祉課題の発見、地域活動のコーディネート	Α	地域福祉基盤の強化	В	福祉サービス事業の実施と組織づくり	A 1	1	2	2			
			先進的な事業の実践、政策提案	Α		\angle		\angle						
経済観光	(公財)神戸市産業振興財団	Α	イノベーションの創出		起業・創業の支援	Α		Α	1	5	2			
	(一財)神戸国際観光コンベン		販路開拓拡大の支援	Α	人材確保・育成の支援		経営課題の解決	Α		\dashv				
	ション協会	Α	民間事業者と連携した観光事業の実施神戸ワインの品質と知名度向上【ブドウ収穫		MICE誘致の推進 農漁業関連施設の効果的・効率的運営【入	Α	固有職員の育成 農漁業の振興に寄与する技術の発展【稚魚			3				
	(一財)神戸みのりの公社	Α	量、ワイン販売本数】	Α	場者数】	Α	の放流数】	S	1	1	1			
	(株)神戸商工貿易センター	Α	施設・交流の場の提供及び地域振興 泉源の修繕、保守を行い顧客満足度を高め		ベンチャー企業等の支援・育成	В	ファッション産業振興	A		2	1			
	(株)有馬温泉企業	Α	<u> వ</u>		技術継承のための後継者確保 利用者サービス向上に資する工事の計画的	Α		\angle		2				
	神戸市道路公社	А	安全対策工事の計画的実施 	Α	実施	A	道路・駐車場の提供	A		6				
			借入金(建設費)の着実な償還	Α		/						├		
	(公財)神戸市公園緑化協会	Α	緑化に関する情報発信、広報活動による市民サービス向上	Α	収益事業の展開による公益事業の充実	Α	人材の確保・育成	Α	1	4				
	(一財)神戸すまいまちづくり公社	А	すまいとまちづくりの総合支援・空き家ストックの有効活用・計画的開発団地の再生	Α	三宮周辺・新長田駅南地区での市施策との連携	Α	市内企業の海外展開支援・企業誘致の支援	A	2	5				
			施設の総合マネジメント	Α	住宅供給公社承継事業等の安定実施	Α								
住宅都市	神戸新交通(株)	Α	安心・安全の提供	В	快適性(利便性)の向上	Α			2		1			
	神戸ハーバーランド(株)	Α	地区内の整備・管理・活性化事業の実施	Α	地区運営協議会の運営	Α	法人の安定運営	Α		6				
	(株)神戸サンセンタープラザ	Α	ビルの安全性、資産価値の向上を図り、区 分所有者からの付託に答える	Α	サブリース事業の増収により収益を市民に 還元する	В				1	1			
	神戸高速鉄道(株)	Α	安全の確保	Α	安定した経営環境の実現	Α	4			2				
	神戸港埠頭(株)	Α	資産の適正な管理による市や阪神国際港湾㈱と連携した国際コンテナ戦略港湾の推	А		/								
みなと	阪神国際港湾(株)	А	進 国や市と連携した抜本的かつ強力な西日本 の貨物集貨推進	А	阪神港が世界に選択される港であり続ける ためのハード整備の実施	А				3				
	(株)OMこうべ	Α	商業施設の入居率の維持・向上による顧客 満足度の更なる向上	А	会館運営事業等のあり方を市とともに検討 し、一部会館の地域による自主管理の支援	А	海上アクセス事業の旅客利便性やサービス 向上、経営の効率化による安定的運営	А		3				
	神戸航空貨物ターミナル(株)	А	「海・空・陸」の総合的な物流ネットワークの 結節点として地元産業の発展へ貢献	Α						1				
	(株)神戸フェリーセンター	Α	フェリー事業の安全確保および円滑・効率的 な運営、経費削減	Α	駐車場の需要や動向等に沿った効率的な 経営	А				2				
	神戸空港ターミナル(株)	Α	安全・安心な施設管理・運営により利便性を 高める	Α	神戸空港の観光スポットとしての魅力づくり やブランド価値の向上	Α		\angle		2				
	(一社)神戸港振興協会	Α	神戸港への船舶の誘致を進めるとともに、 人・物で賑わう神戸港を実現	А	海洋博物館・ポートタワーを運営することに よって親しまれる港づくりへの貢献、港湾・ 海事思想の普及、港を支える人材育成	Α	港湾管理者と関係業界団体との連携をはかることによる神戸港の発展	А		3				
水道	(一財)神戸市水道サービス公社	Α	水道事業のセーフティーネットの役割を担う	В	水道事業の新たな課題対応	Α				2	1			
交通	神戸交通振興(株)	А	バス運行・車両整備に関する安全確保、地 下鉄関連事業におけるサービス向上【有責 事故件数、お客様の声ハガキ】	А	収益性の確保・向上による経営基盤の強化 【テナント入居率、乗客数、単年度損益】	В				1	1			
教育	(公財)神戸市スポーツ教育協会	Α	市民がスポーツに親しめる環境を作ること 【大会の開催など】	А	安全で安心な給食食材の確保、市内産野菜の使用による食育の推進【市内産野菜の品目数、登録業者数、衛生講習会の開催回数】					3				

【評価の基準】

- S:単年度の目標実施が120%以上と大きく目標値以上を達成している
- A:単年度の目標実施が100%以上と目標値以上を達成している B:単年度の目標実施が60%以上と目標値を達成するためにさらなる対策が必要
- C:単年度の目標実施が60%未満と目標値そのものの修正が必要

ガバナンスチェックシートの作成及び運用に関する 意見募集の結果について

●:外郭団体意見(8団体28件)

○:所管局意見(4局27件)

| I チェックシートの様式・質問案について

- ○: 本チェックシートを外郭団体から提出させる法的根拠をご教示願いたい。地方自治法第221 条第3項による予算執行に関する長の調査権に基づくものと考えてよいか。
- ○:地方自治法第243条の3の長の議会に対する毎年度経営状況の提出義務との関係についてご 教示願いたい。
- ●:質問案は、「株式会社」、「社団法人」、「財団法人・社会福祉法人」の別に作成されているが、「一般法人」と「公益法人」でかなり質問項目に違いがある(特にガバナンス面で)と考えられるので、「一般」と「公益」にさらに分ける必要があるのではないか。
- ●:質問項目については、大項目、中項目の別に設定されているが、さらに小項目を設定し、判断項目を例示するのがよいのではないか。
- ○:(1)の質問内容のレベル感にバラつきがある。(例:①、⑥は体制についての質問であるが、④、⑤、⑧は個別事項の質問である)
- ●○:(1)①「事業内容に応じたリスク管理規定」について、想定されている具体的な内容を ご教示願いたい(例:事業毎の業務マニュアルにトラブル対応に関する記述があるなど)
- ●○:(1)②「最新情報を収集する仕組み」について、想定されている具体的内容をご教示願いたい(例:新聞購読でのチェック。所管局、県、国、業界団体などを通じた情報収集等)
- ●:(1)⑥内部通報制度と理事会の責務等の関係性が必要なのか。
- ●○:(1)⑦「社会・環境問題を初めとするサステナビリティ(持続可能性)」について、「適切な協働」の想定されている具体的内容(取組の程度を含めて)をご教示願いたい。 (例:KEMSに基づく庁舎周辺の清掃活動など。)
- ●○:(1)⑧「社内における女性・障害者など活躍促進を含む多様性の確保」について、「多様性の確保」の想定されている具体的内容をご教示願いたい。

(例:婚姻等での氏名変更での旧姓使用、女性・障害者等の雇用割合目標など)

- \bigcirc :(1)⑦、 \bigcirc 8について、具体的にどのようなことを求めているのか示す方がよい。
- ○:(1) について、質問の中にある「体制の整備」とはどのレベルなのか?例えば、総務部門の事務分掌に明記があればよいのか、委員会のようなものの設置が必要なのかなど、具体的にレベルを示した方がよい。
- ●:(2)③理事・監事の報酬決定や選任方針の開示義務があるのか。
- ●:(2)⑤理事・監事の個々の選任・指名理由の説明は困難ではないか。
- ●:(3)①について、質問が抽象的なため回答が困難である。
- ○:(3) ①、⑨については、団体側からすれば、「適」としか答えようがないので、不要ではないか。 判断を求めるならば、何か具体的基準が必要と考える。(例えば、⑨であれば団体として、評議 員に対して善管注意義務を明記した紙を配布すれば「適」とするなど。)
- ●:(3) ⑨について、「善管注意義務」は理事、監事も負っているが、チェックシートで評議員 に限定している理由を教えていただきたい。
- \bigcirc : (4) \bigcirc (3)について、どのようなことができていれば「適」なのか具体的基準を示す方がよい。
- ○:一部の質問が漠然としているため、何をもって判断するか難しい(例:(3) ⑨、(4) ①)
- ●:団体による1次チェックや所管局の2次チェックの確認にあたっては、団体や局によるバラつきを排除し、一定の基準に基づいた判断ができるように、何をもって"適"や"一部不適"と判断するのか、ある程度具体的な「ガイドライン」を示していただくべきではないか(高いレベルでのチェックが求められるのであれば、なおさら)。
- ○:1次チェック、2次チェックにおいて、「適」「不適」などではなく、客観的事実の確認をメインの問いにするべきと考える(質問案の(2)のイメージで)。基本的に団体も、所管も基本的に「適性である」と考えて執務している、という現況があると思われ、その状況で「適」か「不適」か、で問われれば「適」とするしかなく、チェックの意味合いが薄れてしまう可能性があるため。
- ○:特に2次チェックにおいては、客観的事実以外での「適」か「不適」かの判断が困難であるので、 チェック項目の回答は客観的事実で判断できる質問にしていただきたい。
- ○:「規定を作成しているか」等、客観的に回答できる質問事項に絞るべきではないか。
- ○:「法人の利益のために行動しているか」等の主観的な質問は何をもって適当と回答できるの か判断できない。

- ●:マクロ的な設問とミクロ的な設問(個人情報保護やマイナンバー制度)が混在している。
- ●:「体制整備」「仕組み」が何を意味しているか分かりにくい。
- ●:監査事務局実施の「財政援助団体等監査」において、業務の適正を確保するための体制の資料を提出しており、当該資料との整合性を図るべき。
- ●○:所管局による意見欄は不要であり、外郭団体と所管局で作成したシートにより、企画調整局のチェックのみを実施すればよいのではないか。
- ○:所管局意見欄に適・否を記入する前提として、外郭団体に赴きヒアリングや書面検査を行う 必要があるのか、ご教示願いたい。
- ○:所管局意見欄に適・否を記入する責任者は誰かご教示願いたい。例えば、「適」と回答した にも関わらず、後日「不適」と発覚した際の対応についてどのように考えておられるのかご 教示願いたい。

Ⅱ運用案について

- ●:運用に関する方針(案)のコンセプト①にて、『一次チェックは団体のトップマネジメント (代表取締役、理事長等)が行う』と表記されているが、より実効性の高い仕組みとするた めにも、理事長に限らず、業務全般の管理を行う専務理事や常務理事等による実施でも可能 としていただきたい。
- ○: チェックシートの取扱を「非公開」とするとのことだが、神戸市情報公開条例 10 条第 6 号に基づき、全面非公開が適切と判断したという理解でよろしいか。
- ●:3次チェック後の流れについて記載してほしい。
- ○:外郭団体の経営評価に関する委員会が3次チェックする運用であれば、外郭団体の経営評価 と合わせて資料提出依頼をした方が効率的ではないか。
- ○:「2. コンセプト②」について、「外郭団体自身がどのように考えているか」はチェックシートに盛り込むのではなく、チェックシートの結果に対して、考察する段階で記載しなければ、統一基準での判断が難しい為、チェックシートには盛り込まない方が良い。 結論を出したり、公表したりする前にヒアリングや別途様式で聞き取る方がよい。
- ●○:法などにおいて、求められていない項目(例:リスク管理規程)についても求めていこうとするものか。

- ●:チェックの頻度について、毎年・何年かに一度・今回のみ等がわかるようにしてほしい。
- ●:年度毎に同じ質問項目の経過を観察していくのか、年度毎にチェック内容・項目が変わっていくのか、といった運用ビジョンが不明だが、高いレベルでのチェックによる実効性を求められるのであれば、事務的負担の過重は避けられないのではないか。
- ○:外郭団体のガバナンス強化の必要性は理解できるが、外郭団体に関しては、経営評価に関する評価をはじめ、各団体・局内で相当量の事務を処理しており、新たにチェックシートを毎年度作成するという事務が増加する事については、効率的な事務執行や作文行政からの脱却が求められている中であるので、できるだけ事務作業を簡素化・省力化するよう配慮をお願いしたい(経営評価の事務の一環として実施、書類や記載文量の削減、十分な照会期間の確保等)。
- ●:事務的負担が過重にならないよう、チェック項目を絞る等の方向で検討いただきたい。
- ●○:今後の運用については、法人の事務的負担も十分に考慮して運用いただきたい。
- ●:神戸市会(外特委)などスケジュールとの関連で、若干作業日程が必要となる可能性がある。

Ⅲその他

- ○:外郭団体においてガバナンスが必要なことは、近年に生じたことでないのにも関わらず、なぜ、 このタイミングで実施するのか、「きっかけ」や「背景」、「目的」等を示す方が、団体も所管課 も取り組みやすいと思う。
- ●:質問に先立ち、会社の資本規模、従業員数、等による法の適用、例えば大会社に対するものとそうでない会社による点など、確認することは必要ではないか。
 - (例) 会社法の平成 26 年改正法が、平成 27 年 5 月 1 日から施行された。

内部統制に関する改正が含まれ、株主に開示される内部統制に関する規定など、大会社の場合に報告が求められる項目は会社法施行規則第100条第1項及び第3項等に示されている。具体的には「各期事業年度に関する事業報告書に記載されるべき、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)についての構築及び運用の状況」が求められている。

様式的に上記と関連した形式での質問であれば、回答作成者側としては整理しやすいのではないかと考えられる。

- ●○: 大規模法人についてのみ強制的に求められていること(例: 内部統制システム) について、 小規模法人にも求めていくということか(法人規模に関係なく一律に求めるのか)。
- ●:地方自治法上の第三セクターに関する関与の諸規定との関連で行う場合と、そうでない場合 の神戸市関与の視点での検討も期待される。
- ●: 改正社会福祉法により、当会は特定社会福祉法人として平成 29 年度から会計監査人を設置し、会計の適正化及びそれに関連する内部統制について監査を受け、ガバナンスの強化に取り組んでいる。

また、社会福祉法人指導監査実施要綱(平成29年4月27日発)において、会計監査人による監査を受けた法人については、財務の透明性と適正性並びに、経営組織の整備と運用が確保されていると判断される場合、指導監査の周期の延期が認められている。

会計監査人監査と指導監査の両方を受けている当会にとって、新たに外郭団体向けのガバナンスチェックを受ける必要性は低いと考える。

なお、ガバナンスチェックを実施する場合には、外郭団体への過度な負担とならないよう に、スケジュール等についてご配慮いただきたい。

今後のスケジュールについて

時 期	予 定					
平成 29 年 12 月 15 日	 第3回委員会 ・29年度ヒアリングに関する意見決定 ・財務状況等(28年度実績)について ・ミッションに関する評価(28年度実績)について ・28年度ヒアリング結果に基づく意見・検討項目 ・ガバナンスチェックシートに関する意見募集の結果 					
平成 30 年 2 月中旬頃	第4回委員会・ガバナンスチェックシートの確定について・平成29年度活動報告書の作成について・来年度の評価委員会について					
平成 30 年 3 月下旬頃	平成 29 年度活動報告書の公表					